

令和6年1月12日施行

第1 目的

この要領は、旭川市所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に定める推進法人の指定基準等の趣旨及びその運用について、必要な事項を定めるものとする。

第2 指定基準

1 法人の要件（要綱第3条第1項第1号関係）

(1) 申請者が、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人又は市内で所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活動を行うことを目的として設立された会社のいずれかに該当すること。

本号は、指定することができる法人格の種別に係る要件について定めたものである。特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人以外の法人格の場合、登記簿上の目的欄にその旨が記載されていることは要さない。第3号の業務内容及び第4号の活動実績を総合的に勘案し、所有者不明土地の利用の円滑化等を推進するものであるかを確認するものとする。

2 業務内容の適当性（要綱第3条第1項第3号関係）

(3) 業務の内容が法第48条各号の規定に照らして適切であること。

本号は、実施しようとする業務の内容が法第48条各号の規定内容との整合が図られることを要件とする旨を規定したものである。

事業計画に記載されている業務内容を踏まえ、所有者不明土地や低未利用土地の利用の円滑化等に資するものと判断される場合に、この要件に該当するものとして取り扱う。

3 実施体制（要綱第3条第1項第4号及び第6号関係）

(4) 業務を適正かつ確実に遂行するために必要な組織体制、人員体制及び活動実績を有していること。

(5) 略

(6) 業務を遂行するに当たり、関係行政機関、活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができること。

第4号及び第6号は、業務の適正かつ確実な遂行を担保するため、必要な組織・人員体制及び実績を有することを定めたものである。

実施体制人員数の多寡のみによることなく、事業計画に記載されている業務内容踏まえながら、他の関係機関との連携体制の状況等を総合的に勘案するものとする。なお、活動実績については、所有者不明土地や低未利用土地の利用の円滑化等に関するもの（空地等の利活用のコーディネート、相談対応等）であることを要するものとする。

4 欠格事由（要綱第3条第1項第7号）

(7) 次のいずれにも該当していないこと。

- ア 暴力団に該当し、又は暴力団若しくは暴力団員との関係を有している者
- イ 第8条第1項の規定による指定の取消処分を受けた者にあつては、当該取消処分から1年を経過していない者
- ウ 第2項の規定により定められた指定の期限が到来する前又は第8条第1項の規定による指定の取消処分を受ける前に第5条第1項の業務の廃止の届出を行った者にあつては、当該届出の日から1年を経過していない者
- エ その他市長が推進法人の指定を行うことについて不相当と認めた者

第7号は、本制度の適正な運営を図るため、欠格事由を定めたものである。

アについては、指定申請書に添付する誓約書（様式第2号）をもって同号の要件を満たしていることを確認するものとし、必要に応じて所轄警察署への照会を行う。

イ及びウについては、第2項の規定による指定期限を定めること及び第8条第1項の規定による指定の取消しの効果を有効に発揮させることを目的して規定したものである。

エについては、本制度の適正な運営を損なうものと市長が認める場合には、前各号に規定している事由以外の場合であっても指定を行わないことができる旨を規定したものであり、客観的事情を勘案し、個々の事例ごとに判断するものとする。

5 経済的基礎（要綱第3条第1項第5号関係）

(5) 次の各号に掲げる全ての基準を満たす経済的基礎を有していること。

- ア 業務に必要な財源（自己資金又は旭川市以外が所管する公共団体の補助金若しくは民間から調達した資金をいう。）を有していること。
- イ 原則として、債務超過の状態にないこと。ただし、債務超過の状態にあつても直

近の事業年度決算収支の状況が良好と認められる場合はこの限りでない。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 市税の滞納がないこと。

本号は、業務遂行の確実性及び持続性を担保するため、申請者の経済的基礎を有する要件について定めたものであり、同号アからエまでに掲げる基準により判断する。

(1) 「業務に必要な財源」について

自律的な業務の遂行が図られるよう、自己資金や旭川市以外の公共団体からの補助金又は民間資金を活用することを要件としたものである。ただし、これらの財源と旭川市が所管する補助金を併用することを妨げるものではない。なお、旭川市からの受託業務に係る収入は当該補助金に含まれない。

(2) 「債務超過」について

貸借対照表における純資産（又は純資産に相当する部分）がマイナスとなっていないことをいう。

(3) 「直近の事業年度決算収支の状況が良好と認められる場合」について

損益計算書における当期純利益（又はこれに相当する部分）が「0」又はプラスとなっていることをいう。

6 経済的基礎に係る要件のみなし規定（要綱第3条第2項関係）

2 前項第5号イの規定にかかわらず、申請者が同号イに掲げる要件を満たしていない場合において、直近の事業決算における債務超過額又は損失額が、当該直近の事業年度の前年度のものと比較して減少している場合には、同号イの規定に掲げる要件を満たすものとみなすことができる。この場合において、市長は、前項の指定を行う際に当該指定の期限を定め、又は必要な条件を付すものとする。

本項は、第1項第5号イに掲げる基準を満たさない場合であっても、直近の事業年度と当該事業年度の前年度の決算状況を比較し、当期の債務超過の額又は損失額が減少した場合に、同号イの要件を満たすものとみなすことを定めたものである。

このみなし規定は、所有者不明土地利用円滑化等の施策推進の観点から、幅広くまちづくりの担い手となる法人に対して指定の機会を設けることを企図したものであるが、一方で、同項第5号イに掲げる基準を満たす申請者との均衡に配慮する必要があることから、経済的基礎の強化に向けて財務状況の改善策を講じている者を対象としている。本項の規定の適用を受けようとする者は、収支の改善に関する計画書（任意書式）を添えて、第1項の申請書を提出しなければならない。

市長は、このみなし規定の適用により指定を行う場合には、期限を定め、又は必要な条件を付すこととしている。

(みなし規定の適用の事例)

【みなし規定を適用することができる場合】

(単位：円)

| | (N-1) 年度決算 | N 年度決算 | 結果 |
|-------------|------------|------------|-----|
| 当期純資産 | ▲5,000,000 | ▲6,000,000 | (-) |
| 当期純利益 (純損失) | ▲1,500,000 | ▲1,000,000 | (+) |

【みなし規定を適用することができない場合】

(単位：円)

| | (N-1) 年度決算 | N 年度決算 | 結果 |
|-------------|------------|------------|-----|
| 当期純資産 | ▲5,000,000 | ▲7,500,000 | (-) |
| 当期純利益 (純損失) | ▲1,500,000 | ▲2,500,000 | (-) |

7 みなし規定の適用を受けた場合における指定の更新等 (要綱第3条第3項及び第4項関係)

- 3 前項の規定により第1項第5号イに掲げる要件をみなすものとして同項の指定を受け、当該指定の期限の更新を受けようとする者 (以下「更新申請者」という。) は、その期限の14日前から当該期限までの期間内に所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定更新申請書 (様式第3号) を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、更新申請者が第1項各号又は第2項前段に定める要件を満たす場合は、当該指定の期限を廃止し、又は延長することができる。

本項は、みなし規定の適用により推進法人の指定を受けた者が、当該指定期限の更新を受けようとする場合の手続に関して定めたものである。

市長は、推進法人としての指定を継続する意向がある法人が、第1項各号に定める要件を満たすことになった場合には、その指定期限を廃止し、又は第2項前段に定める要件を満たす場合には、その指定期間を延長することができることとしている。

更新申請者は、指定期限の14日前から当該期限までの期間内に、所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定更新申請書 (様式第3号) を市長に提出する必要がある。当該申請書には、事業報告書等の関係書類等を添付する。

8 みなし規定の適用を受けた場合における指定期限 (要綱第3条第5項関係)

5 第2項及び前項の期限は、当該指定の日が属する事業年度の末日から2月を経過する日までを限度として定める。

本項は、第3条第2項の規定により期限を定めて推進法人の指定を行う場合の当該期限の限度について定めたものである。特段の理由がない限り、限度までの期間を定めるものとする。

(3月決算期の法人の場合の期間指定の例)

【推進法人の指定日が3月31日の場合】

| | |
|----------------|---------|
| 指定日 | N年3月31日 |
| 指定日が属する事業年度の末日 | N年3月31日 |
| 指定期間の末日 | N年5月31日 |

【推進法人の指定日が4月1日の場合】

| | |
|----------------|-------------|
| 指定日 | N年4月 1日 |
| 指定日が属する事業年度の末日 | (N+1)年3月31日 |
| 指定期間の末日 | (N+1)年5月31日 |

9 みなし規定の適用を受けずに推進法人の指定を受けたものが、第3条第1項第5号イの規定を満たさなくなった場合の取扱い（要綱第3条第8項関係）

8 第1項各号に該当し推進法人の指定を受けた者が、同項第5号イに掲げる要件を欠くこととなり、かつ、第2項前段の規定により同号イに掲げる要件を満たすものとしてみなすことができる場合には、同項後段及び第5項の規定を準用する。

本項は、第3条第2項のみなし規定の適用を受けずに推進法人の指定を受けた者が、第3条第1項第5号イに掲げる要件を満たさなくなった場合の取扱いについて定めたものである。

推進法人の指定要件を欠くこととなった場合には、第8条第1項の規定による指定の取消事由に該当することとなるが、みなし規定の趣旨を踏まえ、同みなし規定の適用を受けずに推進法人の指定を受けた者を、要件を欠くことをもって直ちに指定の取消処分を行うのではなく、みなし規定の適用により指定継続ができる機会を設けることを企図しているものである。

なお、第3条第1項第5号イに掲げる要件を欠き、かつ、みなし規定の要件についても満たさない場合には、取消事由に該当する。

第3 変更等

1 名称等の変更

- (1) 法人名, 所在地, 事務所又は営業所の所在地変更 (要綱第4条第1項関係)

第4条 法第47条第3項の規定による変更の届出は, 名称等変更届出書 (様式第6号) により行うものとする。

本項は, 法人名等を変更する場合の届出手続について定めたものである。

法第47条第3項の規定により, あらかじめ届出を行うこととされていることから, 当該変更前に届出書を提出するものである。

なお, 推進法人の指定の地位は, 他の法人に対して承継されないことから, 同届出書の提出後において疑義が生じた場合には, 必要に応じて登記事項証明書等の提出を求めることとする。

- (2) 業務の変更 (要綱第4条第2項関係)

2 推進法人は, その業務の内容を変更しようとするときは, あらかじめ業務変更届出書 (様式第7号) を市長に提出するものとする。

本項は, 指定申請の際に実施することとされた業務の一部を変更する場合の届出手続について定めたものである。

第1項と同様に, 変更する前に届出書を提出する必要がある。

2 業務の廃止 (要綱第5条関係)

第5条 推進法人は, その業務の全部を廃止したときは, 直ちに業務廃止届出書 (様式第8号) により市長に届け出るものとする。

2 市長は, 前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは, 当該推進法人に係る指定を取り消すとともに, 遅滞なく当該推進法人の名称又は商号, 住所, 事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

本条は, 推進法人が, その業務の全部を廃止した場合の届出手続について定めたものである。

業務の全部を廃止した推進法人は, 廃止をしてから直ちにこの手続を行う必要がある。また, 当該届出があったときは, 市長は推進法人の指定を取り消し, 遅滞なく当該推進法人の名称又は商号, 住所, 事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示する。

第4 報告及び改善命令

1 事業報告（要綱第6条関係）

第6条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、推進法人に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該推進法人に対して報告を求めることができる。

本条は、業務の適正かつ安定的な遂行を目的として、推進法人が事業年度ごとに事業計画及び事業報告に係る資料の提出を行う必要がある旨を規定したものである。

提出を求める各種書類は、総会等による法人内での決議を経たものである必要があることから、事業年度の始期（終期）に相当する日までを期限とするものではなく、当該決議を経てから速やかに提出することとするものである。

また、市長は、推進法人に対して随時に報告を求めることができるものとし、推進法人は、当該求めがあった場合には、これに応じるものとする。

なお、本条に基づく監督権は、現に指定を受けている者のみ行使することができ、指定取消しを受けた者に対しては、当該監督権は及ばない。

2 改善命令（要綱第7条関係）

第7条 市長は、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第49条第2項の規定により、推進法人に対しその業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

本条は、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときに、市長がその運営の改善に関し、必要な措置を講じるよう命令することができることを定めたものである。同命令に違反した場合には、第8条の規定により、当該推進法人の指定の取消事由に該当するものである。

なお、第6条と同様に、本条に基づく監督権は、現に指定を受けている者のみ行使することができ、指定取消しを受けた者に対しては、当該監督権は及ばない。

第5 指定の取消し等

1 指定の取消事由（要綱第8条第1項関係）

第8条 市長は、前条の規定による命令に違反したとき又は第3条第1項各号に該当しないこととなったとき（第3条第8項の規定により同条第2項の規定を適用する場合を除く。）若しくは同条第2項前段に該当しないこととなったとき若しくは第2条第1項の申請をしたときに第3条第1項各号又は同条第2項前段に該当していなかったことが判明したときは、法第49条第3項の規定により当該推進法人の指定を取り消すことができる。

本条第1項は、推進法人の指定取消事由について定めたものであり、次に掲げるものをいう。

- (1) 第7条に基づく改善命令に対する違反があったとき

第7条に基づく改善命令があったにもかかわらず、これに応じず、又は違反し、適正な業務執行が図られないときをいう。

- (2) 第3条第1項各号（指定要件）に該当しないこととなったとき

第3条第1項各号に掲げる指定要件を欠くこととなったときをいう。ただし、第3条第2項のみなし規定の適用がなく、推進法人の指定を受けた者が、同条第1項第5号イの要件を欠くこととなり、当該みなし規定の適用を受けることとなった場合を除く。

- (3) 第3条第2項（みなし規定）に該当しないこととなったとき

第3条第2項のみなし規定の適用を受け、推進法人の指定を受けていた者が、当該みなし規定の適用要件を欠くときをいう。

- (4) 申請時に第3条第1項各号（指定要件）又は同条第2項（みなし規定）に該当していなかったことが判明したとき

推進法人の指定を受けた者が、指定申請時において第3条第1項各号又は同条第2項に定める要件を欠くにもかかわらず、当該指定を受けたことが明らかになったときをいう。

2 行政手続法の規定による聴聞（要綱第8条第2項関係）

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により、聴聞を行うものとする。

本項は、第1項の規定により推進法人の指定の取消しを行う場合に聴聞を行うことについて定めたものである。

推進法人の指定取消しは、行政手続法第2条第4号の不利益処分に該当するものであるから、同法第13条第1項に基づき聴聞の手続を行う必要がある。同手続における各種書式等については、旭川市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成11年旭川市規則第45号）の規定によるものとする。

なお、第5条第2項に基づく指定の取消し（業務廃止の届出に伴う処分）については、名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分となることから、行政手続法第2条第4号の不利益処分には該当せず、聴聞は不要となる。